

令和5年度4月1日採用西尾市民病院一般任期付職員（経営改革）募集要領

1 公募の目的

病院経営に関する専門的な知識や経験を基に、西尾市民病院の経営改革、経営改善を強く推し進めるため、『マネジメント・インプルーヴメント・ディレクター』を募集します。

2 募集職種、人数、役職

- (1) 募集職種：一般任期付職員（経営改革担当）
- (2) 募集人数：1名 ※選考の結果、合格者のない場合もあります。
- (3) 役職：「マネジメント・インプルーヴメント・ディレクター Management Improvement Director」

西尾市民病院事務部経営改革担当主幹（一般行政職、課長級）

または西尾市民病院事務部次長（一般行政職、部次長級）職

3 主な職務内容と期待する業績

(1) 主な職務内容

- 病院事業の経営改革、経営改善のための指導、助言、計画立案
- 経営改革、経営改善のための関係機関等との協議・連携・調整
- 経営体質強化に向けた院内体制の検証、改善

(2) 期待する業績

- 病院事業の経営改革、経営改善
- 病院存続に向けた経営体質の強化・確立

4 応募資格

- 病院経営の分析、改革及び改善に関する実務経験を有する方
- 関係団体等と積極的かつ円滑にコミュニケーションをとりながら、職務を進める能力を有する方
- 地域医療の必要性を理解し、西三河南部西医療圏におけるニーズや課題を考慮した経営改革、経営改善に取り組める方

※ 年齢・学歴・行政経験等は問いません。

※ 外国籍の方で、永住者または特別永住者の在留資格のない人は受験できません。

5 選考試験及び結果発表

(1) 第1次選考

- 選考方法：提出論文等による書類審査

(2) 第2次選考（詳細は第1次選考合格者に対し、第1次選考結果通知にてお知らせします。）

- 選考方法：プレゼンテーション、個別面接
- 選考日時：応募状況により決定
- 選考会場：西尾市民病院

(3) 結果発表（選考結果は合否にかかわらず、受験者全員に郵送で通知します。）

- 第1次選考：発表日 応募状況により決定
- 第2次選考：発表日 応募状況により決定

6 任用期間

令和5年4月1日（予定）から令和7年3月31日まで

※ ただし、勤務実績などにより、令和8年3月31日まで期間を更新します。

7 勤務条件等（条例等の改正により変更する場合があります。）

(1) 給与（初任給）

- 職歴等に応じ決定します。

《例》課長級…〔大学卒、職歴29年、51歳〕で月額56万円程度（地域手当、管理職手当含む。))

部次長級…〔大学卒、職歴31年、53歳〕で月額60万円程度（地域手当、管理職手当含む。))

- 期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。（時間外勤務手当の支給はありません。）

(2) 服務

- 任用期間中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。
- 営利企業等で勤務されている方が採用となる場合には、現在の勤務先を退職していただく必要があります。

(3) 勤務先

西尾市民病院

(4) 勤務時間

原則として午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 休日・休暇

- 休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始
- 年次休暇：年間20日
- 特別休暇：結婚休暇、忌引休暇、夏季休暇など

(6) 福利厚生

- 全職員を対象とした定期健康診断など種々の健康管理制度があります。
- 共済組合への加入により、病気、けがなどに対して給付や手当金をうけられます。
- 全国の宿泊施設などを、割引料金で利用できます。

8 申込み方法（郵送による受付は行いません。必ず本人が持参してください。）

(1) 受付期間

令和4年4月1日（金）～令和4年4月28日（金） 午前8時30分～午後5時

ただし、土曜日、日曜日、祝日は手続きできません。

なお、応募が無かった場合は、1か月単位で延長します。

(2) 受付場所

西尾市民病院事務部管理課（職員担当）

※ 申込時に面談を行いますので、必ず本人が持参してください。

(3) 提出書類

- 一般任期付職員（経営改革）採用選考申込書
- 論文：課題「私の実務経験を基に実践できる自治体病院の経営改革プラン」

※注意事項

A4用紙4枚以内（参考資料等を添付する場合も枚数に含みます。）、横書き、文字サイズ11pt、様式は自由。

論文にはタイトルと受験者の氏名を記入してください。

9 その他

- 車椅子を使用するなどの受験など、受験上の配慮が必要な場合は、必ず「一般職任期付職員（経営改革）採用選考申込書」提出時に申し出てください。
- 申込書に記載された情報は、選考試験のみに使用し、その他の目的には使用しません。
- 提出された書類は一切返却しません。
- 提出された論文の著作権は西尾市に帰属します。
- 合格者には事前に事務手続き等の説明を行いますが、その際に生じる旅費（交通費）については自己負担となります。

問合先 西尾市民病院事務部管理課職員担当

愛知県西尾市熊味町上泡原6番地（〒445-8510） 電話（0563）56-3171（代）